

居宅介護支援事業所相模原敬寿園重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第1472605995号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるよう、次のサービスを提供します。

- ご利用者の心身の状況やそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者その家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 第三者評価の実施状況	5
8. 苦情の受付について.....	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 敬寿会
- (2) 法人所在地 山形県山形市諏訪町2-1-25
- (3) 電話番号 023-664-2141
- (4) 代表者氏名 理事長 金澤 壽香
- (5) 設立年月 平成6年6月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援をします。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 相模原敬寿園
平成24年4月1日指定 第1472605995号
- (4) 事業所の所在地 神奈川県相模原市南区磯部4507-1
- (5) 電話番号 046-298-1558
- (6) 管理者 笠原 幸寿恵
- (7) 当事業所の運営方針

*当事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、必要に応じ複数の事業者の紹介を行うなど中立公正な立場によりサービスを提供する。

また、利用者は指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求める事が可能であり、パンフレットや書面で十分に説明を受ける事により、利用者自ら指定サービス事業者を選択し、利用者の希望に基づいた居宅サービス計画書の原案を作成する。

*当事業所は利用者の関係市区町村、医療サービス、福祉サービスと綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受け要介護状態の軽減または悪化の防止に資することができるよう努めます。

*指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者が病院又は診療所に入院の必要が生じた場合には、利用者又は家族から担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力を求め、入院先の医療機関との早期からの連携を促進する。

*事業所は、サービス提供事業所及び介護支援専門員が把握した、利用者の口腔に関する問題や服薬状況等を利用者の同意のもと主治医や薬剤師に情報提供します。

- (8) 開設年月 平成24年4月1日
 (9) 併設事業 介護老人福祉施設・短期入所生活介護

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

相模原市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、年末年始 12/29～1/3 は休み）
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分
営業時間外の対応	※ 当番制にて携帯電話（080-4675-7303）で対応

4. 職員の体制

(1) 職員の配置

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	管理者	常勤1名（主任介護支援専門員兼務）
	主任介護支援専門員	常勤4名
人数	介護支援専門員	
職務	管理者	事業所の管理運営
	主任介護支援専門員 介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・相談 ・記録 ・訪問 ・居宅サービス計画作成 ・保険者、保健医療サービス、福祉サービスとの連絡調整 ・要介護認定（更新・変更）の申請代行 ・要介護認定調査 ・居宅サービスの給付管理 ・サービス担当者会議開催
内容		

(2) 担当者不在時の対応

利用者や各事業所からの連絡等について、担当介護支援専門員が不在時でも対応ができるように職員間の連携を図り、サービスの変更に迅速に対応できるよう、事業所体制をとっております。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

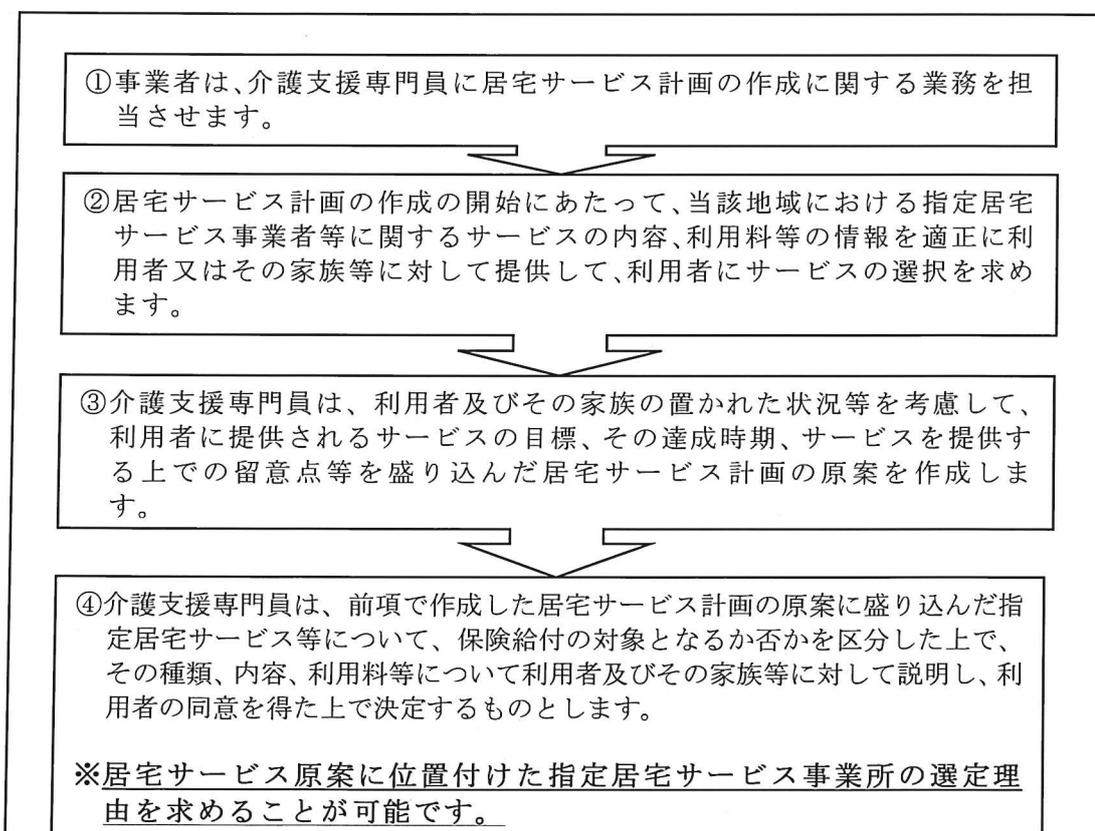
(1) サービスの内容と利用料金（契約書別紙参照）

<サービスの内容>

(2) 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。（月1回利用者宅への訪問）

なお利用者の同意や及び担当者会議等において主治医・サービス事業所の合意を得ている場合には、テレビ電話やその他の情報通信機器を活用し2ヶ月に1回になります。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、（契約書別表参照）のサービス利用料金の該当する金額をいったんお支払い下さい。

6 高齢者虐待防止について

事業所は、委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施、担当者を配置して、利用者の人権の擁護・虐待防止等のための措置を講じます。

7 身体的拘束の適正化

利用者のまたは他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その他の利用者の心身の状態ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 感染症対策について

感染症の発生及びまん延等に関する対策として、指針の整備、研修・訓練の実施等を行うものとする。

9 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、計画等の策定、訓練の実施を行っていきます。

1.2 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 受付担当 「氏名」 笠原 幸寿恵
「職名」 管理者
- 受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30
046-298-1558 (12/29～1/3を除く)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課 指導班	所在地 電話番号 受付時間	相模原市中央区中央2-11-15 042-769-9226(直通) 8:30～17:15
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 045-311-8861 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会介護保険課 介護苦情相談係	所在地 電話番号 受付時間	横浜市西区楠町27-1 045-329-3447(直通) 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 神奈川県相模原市南区磯部4507-1
事業所名 居宅介護支援事業所 相模原敬寿園 印

管 理 者 笠原 幸寿恵 印

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

家族代表 住所
氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者 に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 13 条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 介護認定によりご利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ ご利用者及び家族等が、介護支援専門員に対して契約し難いほどのハラスメント行為を行った場合